

事 務 連 絡
令和3年3月19日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

矯正施設の被収容者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について
(周知)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」(令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知)の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示したところです。

今般、矯正施設の被収容者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、法務省より別添のとおり通知されておりますので、御連絡いたします。

各都道府県におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の市町村に対し、必要に応じて矯正施設等と連携し、適切に新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施を行うことができるよう周知等をお願いいたします。

事務連絡
令和 3 年 3 月 17 日

矯正管区矯正医事課長 殿
矯正研修所総務課長 殿（参考送付）

法務省矯正局矯正医療管理官補佐

矯正施設の被収容者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対応方針について

矯正施設の被収容者等に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）の対応方針については、下記のとおりとするので、管下施設に周知願います。

なお、詳細な手続等については、厚生労働省と調整中であり、追って連絡します。

記

1 新型コロナ予防接種の基本的な枠組み

新型コロナ予防接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施主体となつて行われるが、接種に当たっては、住民登録地の市町村が発行する接種券（以下「接種券」という。）が必要となる。

なお、ワクチンは 2 回接種が必要となる予定である。

2 接種券の入手方法

(1) 接種券の発送

接種券は、住民登録地の市町村から下表のとおり年齢に基づく発送区分ごとに順次発送される予定である（各施設においては、被収容者に送付された接種券の状況を記録して把握すること）。

なお、住民登録地に届くことが基本となるため、市町村における接種券の発送日時時点で住民登録地が収容中の矯正施設でない場合又は住民登録が職権により消除されるなどして住民登録がない場合は、接種券を入手することができない。

したがって、当該被収容者等については、住民登録地に居住する家族等から住所地に届いた接種券を本人宛てに送付させるか、下記（2）の接種券の再発行申請（発行申請）を行う必要がある（別紙フロー図参照）。

表：接種券の発送区分と想定される発送期間

発送区分 (令和 4 年 3 月 31 日時点での満年齢に基づく)	想定される発送期間
75 歳以上 (昭和 22 年 4 月 1 日以前に生まれた方)	標準的には令和 3 年 4 月 23 日頃まで
65 歳以上 75 歳未満 (昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日生まれ)	標準的には令和 3 年 4 月 23 日頃まで
それ以外の者	具体的な期間は追って示される予定である。

(厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き (2. 1 版)」を元に作成)

(2) 接種券の再発行申請 (発行申請)

接種券の再発行申請 (発行申請) は、「接種券再発行申請書」を記載し、返信用封筒を同封の上、それぞれ以下の市町村宛てに郵送で行うこと。

ア 住民登録地が収容中の矯正施設でない場合

住民登録地の市町村

イ 住民登録がない場合

収容中の矯正施設が所在する市町村

なお、接種券の再発行申請 (発行申請) に係る発信については、通数制限の対象としないこと。

3 住民登録地以外での接種

新型コロナ予防接種は、原則として住民票所在地の市町村の接種実施医療機関又は接種施設で行うこととされているが、矯正施設に収容中の者については、例外として住民登録地以外の市町村での接種が認められており、収容中の矯正施設の所在地市町村における接種実施医療機関の医師による接種が可能である。

なお、通常であれば、住民票所在地以外の市町村で接種を受ける場合、接種を行う市町村宛て事前に住所地外接種届出済証の発行申請が必要であるところ、矯正施設の被収容者等に係る住民登録地以外での接種については、同申請は不要とされている。

4 接種実施方法

矯正施設の被収容者等に係る新型コロナ予防接種は、原則として外部の接

種実施医療機関による巡回接種によるものとし、矯正施設は巡回接種の実施について、矯正施設所在地市町村及び巡回接種を行う接種実施医療機関と調整を行うこと。

なお、本事務連絡の内容については、追って厚生労働省から各自治体宛てにも周知される予定である。

おって、接種希望者が僅少である場合や、矯正施設外でワクチンを1回接種した状態で入所した者がいる場合などは、矯正施設所在地市町村と調整し、接種実施について検討すること。

5 少年院在院者・少年鑑別所在所者に対する接種

(1) 接種対象者の年齢

現在薬事承認されているファイザー社製のワクチンの接種対象者は16歳以上の者とされているが、今後承認されるワクチンの種類によっては、16歳未満も対象となる可能性がある。

16歳未満の者が接種する場合には、接種時の問診票である予診票の保護者自署欄に保護者の署名が必要であるので留意すること。

(2) 少年鑑別所在所者に対する接種

少年鑑別所については、基本的に収容期間が短期のため、原則として施設での接種は行わないこととするが、矯正施設外でワクチンを1回接種した状態で入所した者や、鑑定留置等により収容が長期間になることが見込まれる者については、矯正施設所在地市町村と調整し、接種実施について検討すること。

6 予防接種に関する情報

新型コロナ予防接種に関する情報については、以下の厚生労働省 HP にて随時更新されているので、参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

矯正施設の被収容者等に対する接種実施フロー

